

令和7年度和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）募集要項

和歌山県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における、児童生徒のいじめ等の問題行動や不登校への対応に係る教育相談体制等の機能の充実を図るため、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を次のとおり募集する。

1 募集要件

令和7年3月31日時点で、地方公務員法第16条の規定に該当しない者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

(1) スクールカウンセラー

- ア 公認心理師（資格取得見込みを含む。）
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士（資格取得見込みを含む。）
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る。）の職にある者又はその職にあった者

※資格取得見込みの者については、任用日までに資格を取得できない場合、スクールカウンセラーとして任用されない。

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

※スクールカウンセラーとしての資格取得見込みで、スクールカウンセラーに準ずる者の資格を有する者が、任用日までに資格を取得できない場合、スクールカウンセラーに準ずる者として任用することがある。

【参考】地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者は、勤務校等の校長及び勤務校等を所管する教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務に従事する。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリングに関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 教職員への研修活動
- (4) 自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (5) その他、各学校等において必要と認められる業務

* (4)は、スクールカウンセラーに準ずる者の担当業務にあたらぬ。

3 勤務条件等 *令和7年度の予算の状況により、勤務条件を変更する場合がある。

- (1) 任用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
*欠員状況の有無、本人の勤務実績等により、2回まで再度の任用を行う場合がある（最長3年間任用されることがある）。
なお期間を定めての任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではない。
- (2) 勤務先
 - ア 県内の市町村立学校（小学校、中学校（夜間中学を含む。）、義務教育学校）、教育支援センター
 - イ 県立学校（中学校、高等学校（定時制・通信制を含む。）、特別支援学校）

*上記ア又はイのいずれかの勤務とする。

(3) 採用予定人員

ア 市町村立学校

	36日(週当たり1日)	72日(週当たり2日)	108日(週当たり3日)	144日(週当たり4日)
伊都・那賀地方／和歌山市	若干名	若干名	若干名	若干名
和歌山市／海草・有田地方	若干名	若干名	若干名	若干名
海草・有田地方／日高地方	若干名	若干名	若干名	若干名
日高地方／西牟婁地方	若干名	若干名	若干名	若干名
西牟婁地方／東牟婁地方	若干名	若干名	若干名	若干名

イ 県立学校

	36日(週当たり1日)	72日(週当たり2日)	108日(週当たり3日)	144日(週当たり4日)
伊都・那賀地方／和歌山市	—	—	—	—
和歌山市／海草・有田地方	—	—	—	—
海草・有田地方／日高地方	—	若干名	—	—
日高地方／西牟婁地方	若干名	—	—	—
東牟婁地方	若干名	—	—	—

- (4) 勤務時間 原則、1日当たり5時間
- (5) 勤務日数 36日（週当たり1日）、72日（週当たり2日）、108日（週当たり3日）、144日（週当たり4日）のいずれかの勤務とする。
なお、複数校の勤務となることがある。
- (6) 報酬
 - ・スクールカウンセラー：時間額5,000円
 - ・スクールカウンセラーに準ずる者：時間額3,000円
 - ※上記報酬額に地域手当相当額を加算する。（上限あり）
 - ・費用弁償（通勤手当相当分）
交通機関又は交通用具を使用して通勤する場合で、通勤距離が片道2km以上の場合は、移動方法・通勤距離に応じて費用弁償（通勤手当相当分）を支給する。
 - ・支払日 翌月第8金融機関営業日

- (7) 休 暇 年次有給休暇 あり
 特 別 休 暇 あり 忌引休暇（有給）、病気休暇（無給）等
 ※年次有給休暇及び特別休暇の付与日数は、任用期間や勤務日数等により異なる。
- (8) 服 務 地方公務員法の次の各規程が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となる。
 ア) 服務の根本基準
 イ) 服務の宣誓
 ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 エ) 信用失墜行為の禁止
 オ) 秘密を守る義務
 カ) 職務に専念する義務
 キ) 政治的行為の制限
 ク) 争議行為等の禁止
- (9) 条件付採用 採用（再度の任用も含む。）は、すべて条件付きのものとして1か月（実勤務日数が15日以上）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。
- (10) そ の 他 勤務日、勤務日1日当たりの勤務を要する時間帯及び休憩時間は、配置校の勤務時間の範囲内で、配置校の長が月毎に定める。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者は、和歌山県教育委員会が主催する連絡協議会及び研修会等に、出席するものとする。
令和7年4月1日からの任用が決定した場合、4月10日に開催する連絡協議会に出席することとする。なお、その日は勤務日（5時間）とする。

4 応募方法

- (1) 和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）採用選考申込書（別記様式）に必要事項を記入し、下記担当宛て「**簡易書留**」で郵送すること。
 送付先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県教育庁学校教育局教育支援課
 スクールカウンセラー担当者 宛
- (2) 「**1 募集要件** (1) ア、イ」に該当する者は、採用選考申込書に明記するとともに、当該資格等の証明書（写し）を添付・貼付すること。なお、取得見込みの者は、取得後速やかに送付すること。
- (3) 「**1 募集要件** (2) ア、イ、ウ」に該当する者は、それぞれの経験を証明する書類を添付すること。
 ＊以下の (6) 応募書類を参照のこと。
- (4) 和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）採用選考申込書（別記様式）の勤務先希望欄には、市町村立学校・県立学校のいずれかについて明記すること。
- (5) 封筒の表に「スクールカウンセラー等申込」と**朱書き**すること。
- (6) 応募書類

必要書類	(1)				(2)		
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
①令和7年度和歌山県スクールカウンセラー等採用選考申込書 *本年度の様式で作成したもの	○	○	○	○	○	○	○
②「公認心理師登録証」の写しを添付 *本年度合格の方は、合格通知	○						

③「臨床心理士資格登録証明書」の写し貼付 *本年度合格の方は合格通知		○					
④「医師免許状」の写し			○				○
⑤在職証明書（様式は任意） *過去に勤務していた方は職歴証明書				○			
⑥大学院修了証明書					○		
⑦大学又は短期大学卒業証明書						○	
⑧心理臨床業務又は児童生徒を対象として相談業務に従事した期間及び内容等の証明書 *和歌山県教育委員会スクールカウンセラー及び和歌山県教員の勤務経験については、証明書は不要。					○	○	○

*応募の際に提出した書類は返却しない。

5 募集締切

令和7年1月6日（月） *当日の消印を有効とする。

6 選考方法

合格者は、書類審査及び面接試験の結果で決定する。

採用面接日及び会場

令和7年1月25日（土）

〔紀北会場〕和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

令和7年1月26日（日）

〔紀南会場〕上富田文化会館（西牟婁郡上富田町朝来670）

*面接が可能な日及び希望会場を選択する。

*面接時間等については、郵送または場合により電話にて連絡する。

7 選考結果

面接後30日以内に郵送により通知する。

8 任用等

- ・文部科学省の補助金額の通知後（参考：令和6年度の通知は令和6年3月29日）、任用見込みで通知した勤務時間や勤務日数等が変更される場合がある。
- ・通知後、本人の希望による勤務校の変更希望は認められない。

9 注意事項

- ・採用選考申込書等に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、採用等）が無効となる。また、合格後、非違行為その他採用することが適当でない認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがある。

この要項についての問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課児童生徒支援班
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2989 / FAX 073-441-3697